

平成28年度利用者負担額（保育料）基準月額表（1号認定子ども）

階層区分		市の基準月額	参考：平成28年度 国の基準月額
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	平成28年度分（4月分から8月分までは平成27年度分）の市民税 非課税世帯・均等割のみ課税世帯	3,000	3,000
C階層	平成28年度分（4月分から8月分までは平成27年度分）の市民税所得割課税額	77,100円以下	25,700
		1	
		2	
		3	
4	270,901円以上	21,900	

利用者負担額の決め方

①多子世帯軽減制度

B階層及びC1階層の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C2階層からC4階層の世帯で、小学校1年生から3年生までのお子さん及び次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが同一世帯に2人以上いる場合、認定こども園・幼稚園を利用する1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目の順に数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部

③世帯第3子以降無料制度

C2階層の世帯で、18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。（幼稚園型認定こども園・幼稚園の利用者には、同趣旨の補助制度があります。詳細は各施設にお問合せください。）

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用料を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
B階層	0円	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C1階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。

同居をしていない生計を同じくするお子さん（例：寮で暮らす高校生のお子さん）がいる等、軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、区役所民生子ども課までお問合せください。